

岬町過疎地域持続的発展計画

令和 3 年 1 2 月 2 8 日策定

大阪府岬町

目次

I	基本的な事項.....	1
1	岬町の概況	1
1-1	自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要	1
1-2	過疎の状況	2
1-3	産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要	2
2	人口及び産業の推移と動向	3
2-1	人口の推移	3
2-2	産業の推移と動向.....	5
3	町行財政の状況	6
3-1	行政の状況	6
3-2	財政の状況	6
3-3	公共施設等の状況.....	8
4	地域の持続的発展の基本方針	9
5	地域の持続的発展のための基本目標	11
6	計画の達成状況の評価に関する事項	12
7	計画期間	12
8	公共施設等総合管理計画との整合	13
II	実施すべき施策	14
1	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	14
2	産業の振興	17
3	地域における情報化.....	22
4	交通施設の整備、交通手段の確保.....	24
5	生活環境の整備	26
6	子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上・増進	30
7	医療の確保	34
8	教育の振興	35
9	集落の整備	38
10	地域文化の振興等.....	39
11	再生可能エネルギーの利用の推進.....	41
12	その他の地域の持続的発展に関し必要な事項.....	42

I 基本的な事項

1 岬町の概況

1-1 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

大阪府の最南端に位置し、町域は東西 10km、南北 6km にわたり、面積 49.18 km²で、東南部は和泉山脈で和歌山県と接しており全体の約 80%が山地となっています。また、西北部は大阪湾に臨んで淡路島と相対し、海岸部には大阪府内で貴重な自然海岸を形成しています。気候は四季を通じて温暖で雨量の少ない瀬戸内気候区に属し、豊かな自然に恵まれています。

本町には、縄文時代後期を中心に弥生時代の遺構・遺物が出土した遺跡として「淡輪遺跡」があり、古代から人々が住んでいた地です。古墳時代になると、大規模な前方後円墳の西陵古墳や宇度墓古墳が築造され、中世には、本町域には淡輪荘、谷川荘、深日荘の3つの荘園が存在していました。近世には、太閤検地によって、本町域には淡輪・深日・孝子・東畑・西畑・谷川・小島の7ヶ村が成立し、明治22(1889)年の市町村制施行まで、それぞれ独立した行政単位として機能していました。明治22(1889)年の市町村制施行により、谷川・東畑・西畑・小島の4ヶ村が合併して「多奈川村」として発足、本町域は多奈川・深日・孝子・淡輪の4ヶ村となりました。その後、昭和30(1955)年4月1日に多奈川町・深日町・孝子村・淡輪村が合併し「岬町」が誕生しました。

明治36(1903)年、南海電気鉄道が大阪から和歌山まで開通し、明治43(1910)年には淡輪駅ができ、南海電気鉄道が淡輪遊園の開発など観光に力を入れ始め、大正期には、淡輪遊園はツツジや桜の名所として知られました。産業としては、漁業や農業、林業が盛んでした。近世以降全国的に販売され、明治期にも「谷川瓦」の名で有名となった瓦の生産が地場産業として盛んでした。昭和17(1942)年、多奈川・深日地区に軍需工場が設置され、その結果、現在の南海電鉄多奈川線が開設されました。

戦後、軍需工場跡地には、関西電力多奈川発電所ができました。淡路島や四国と連絡する深日港が整備され、みさき公園やゴルフ場などのレクリエーション施設が開設されました。このほか淡輪地区には府立青少年海洋センター、淡輪ヨットハーバー、せんなん里海公園などが相次いで開設されました。

大阪府の最南西端に位置する本町は、大阪市の都心部まで概ね50km、鉄道で約1時間、和歌山市の中心部までは概ね10km、鉄道で約20分の距離にあり、通勤可能な大阪都市圏に属しながら豊かな自然を享受できる地域といえます。平成6(1994)年には本町から約20km離れた大阪湾の沖合に関西国際空港が開港し、本町と全国、さらには世界との距離も近くなりました。

1-2 過疎の状況

昭和 30（1955）年の岬町町制施行以降、旺盛な企業活動等を背景に人口は増加し、淡輪地域においては大規模な宅地開発が行われ、現在では本町人口の約半数を占めるに至っています。しかし、町の総人口は昭和 55（1980）年以降は減少を続け、年少人口と生産年齢人口の割合が減少する一方、老年人口の割合は増加しており、少子高齢化が進行しています。

現在、町が抱える最重要課題は「人口減少」であり、これまでの人口推移及び将来の人口推計から、町の人口は今後も減少していくことは避けられない状況にあります。人口減少の要因は、様々な要素が関係していることから、長期的かつ総合的観点で施策を実行していく必要があります。人口維持に向けた取組と併せ、人口減少に対応できる地域社会の構築のための取組が求められています。

令和 3 年 4 月 1 日施行の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、本町は、過疎地域をその区域とする市町村として公示されたことから、地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが必要となっています。

1-3 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要

かつては漁業や農業が盛んでしたが、産業別就業者数をみると、第一次産業、第二次産業が縮小し、第三次産業の割合が増大しています。農林業や漁業など第一次産業を核とした他業種との連携や一次産品の付加価値を高める 6 次産業化など、新たな展開による雇用拡大や所得向上による地域産業の活性化を図る対策が必要となっています。

企業誘致は、雇用や税収に大きく寄与することから、積極的に取り組むべき課題となっています。そのために、第二阪和国道を軸とした都市基盤の整備は、誘致に向けた環境整備の一つとして着実な推進が求められます。また、住みやすさを求めて都市部から移り住む人の増加（人材回帰）が見込まれる中、魅力ある企業の誘致を進めることが重要となります。

本町のにぎわい・交流の重要拠点であるみさき公園については、これまで運営を担ってきた事業者の撤退により、新たな集客拠点の形成が課題となっています。「新たなみさき公園」づくりを目指した公園整備の検討に加え、農業や食など本町が有するポテンシャルを活用した取組が求められます。

地域の活性化のためには、大阪府内で唯一残された自然海岸や豊かなみどりなどの自然環境、せんなん里海公園、いきいきパークみさき、とっとパーク小島などのレクリエーション施設、現在、PFI 事業による整備の検討が進められているみさき公園、深日港をはじめとする「みなとオアシスみさき」関連施設、文化財・歴史的資源などについて、観光・レクリエーション振興の地域資源として戦略的に活かしていくとともに、積極的に情報発信を行い、まちの魅力を伝えていくことが求められています。

2 人口及び産業の推移と動向

2-1 人口の推移

本町の人口は、昭和 55（1980）年をピークとして減少に転じています。国勢調査では、昭和 50（1975）年から平成 27（2015）年の 40 年間で、6,513 人の人口減少となっており、特に年少（0～14 歳）人口の減少が顕著である一方、高齢者（65 歳以上）人口は増加傾向にあります。生産年齢人口のうち 15～29 歳の人口に占める比率（若年者比率）は、昭和 50（1975）年は 22.7%でしたが、平成 27（2015）年には 11.9%に低下しました。高齢者人口比率は、昭和 50（1975）年は 9.4%でしたが、平成 27（2015）年には 36.4%となり、本町の高齢化率は大阪府内でも高くなっています。今後は、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口ともに減少することが予測されます。（国立社会保障・人口問題研究所推計）

■人口の推移（国勢調査） （表 1-1（1））

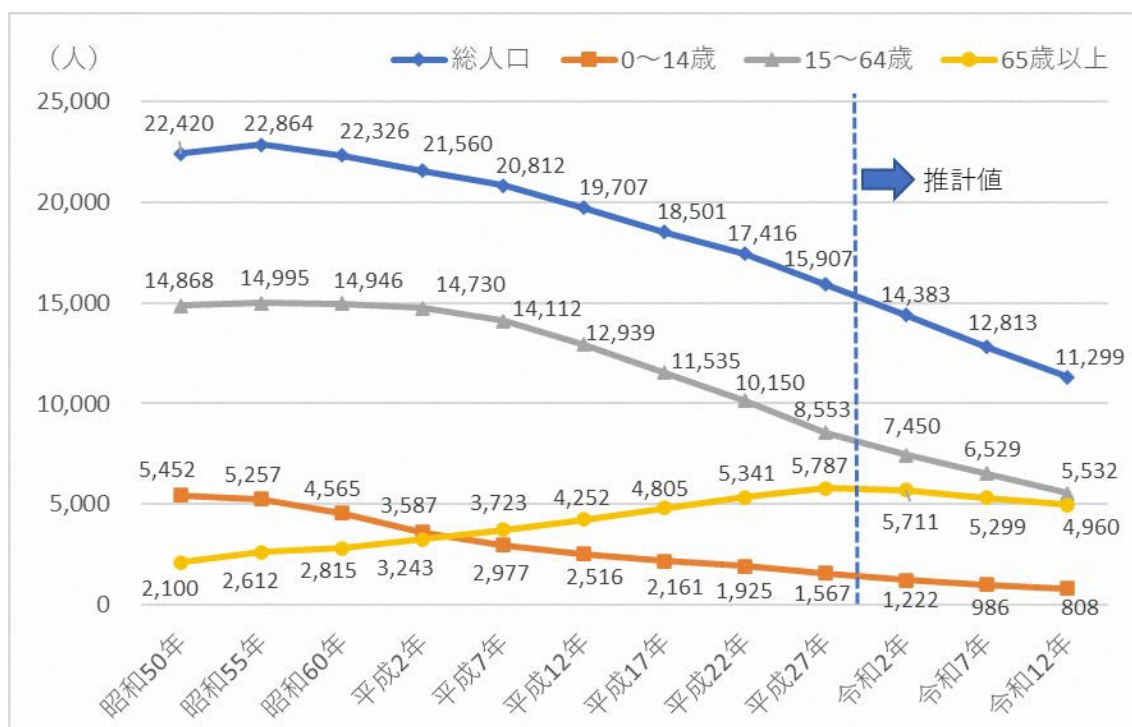
	昭和50年	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 22,420	人 22,864	% 2.0	人 21,560	% △5.7	人 18,501	% △14.2	人 15,907	% △14.0
0歳～14歳	人 5,452	人 5,257	% △3.6	人 3,587	% △31.8	人 2,161	% △39.8	人 1,567	% △27.5
15歳～64歳	人 14,868	人 14,995	% 0.9	人 14,730	% △1.8	人 11,535	% △21.7	人 8,553	% △25.9
うち15歳～ 29歳(a)	人 5,095	人 4,524	% △11.2	人 4,521	% △0.1	人 2,735	% △39.5	人 1,885	% △31.1
65歳以上(b)	人 2,100	人 2,612	% 24.4	人 3,243	% 24.2	人 4,805	% 48.2	人 5,787	% 20.4
(a)/総数 若年者比率	% 22.7	% 19.8	—	% 21.0	—	% 14.8	—	% 11.9	—
(b)/総数 高齢者比率	% 9.4	% 11.4	—	% 15.0	—	% 26.0	—	% 36.4	—

※総数については、年齢不詳を除く。

■男女別人口の推移（国勢調査）（表 1-1（2））

	昭和50年	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 22,423	人 22,864	% 2.0	人 21,560	% △5.7	人 18,504	% △14.2	人 15,938	% △13.9
男	人 11,007	人 11,123	% 1.1	人 10,204	% △8.3	人 8,638	% △15.3	人 7,388	% △14.5
女	人 11,416	人 11,741	% 2.8	人 11,356	% △3.3	人 9,866	% △13.1	人 8,550	% △13.3

■岬町の人口推移（表 1-1（3））



出所：国勢調査 令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所

2-2 産業の推移と動向

本町の就業者数は減少傾向にあり、国勢調査では、昭和 50（1975）年から平成 27（2015）年の 40 年間で 3,243 人の減少となっています。この 40 年間で、第一次産業就業人口比率は 5.6%から 2.6%に、第二次産業就業人口比率は 35.5%から 21.5%に減少し、第三次産業就業人口比率は 58.9%から 75.8%に増加し、大きな比率を占めています。

■産業別人口の動向（国勢調査）

	昭和 50 年	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 9,583	人 9,642	% 0.6	人 9,411	% △2.4	人 9,309	% △1.1	人 9,430	% 1.3
第一次産業 就業人口比率	% 5.6	% 5.3	—	% 4.7	—	% 3.1	—	% 3.5	—
第二次産業 就業人口比率	% 35.5	% 31.8	—	% 29.5	—	% 30.4	—	% 28.1	—
第三次産業 就業人口比率	% 58.9	% 62.9	—	% 65.8	—	% 66.5	—	% 68.5	—

	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 8,525	% △9.6	人 7,603	% △10.8	人 6,821	% △10.3	人 6,340	% △7.1
第一次産業 就業人口比率	% 2.6	—	% 3.0	—	% 2.7	—	% 2.6	—
第二次産業 就業人口比率	% 24.9	—	% 21.6	—	% 22.7	—	% 21.5	—
第三次産業 就業人口比率	% 72.5	—	% 75.4	—	% 74.6	—	% 75.8	—

※総数については、分類不能の産業を除く。

3 町行財政の状況

3-1 行政の状況

本町は昭和 30（1955）年 4 月 1 日に多奈川町・深日町・孝子村・淡輪村が合併し、岬町として現在に至っています。

社会の変化とともに住民の行政ニーズは多様化し、行政事務も複雑多岐にわたっています。令和 3 年 4 月 1 日現在の行政組織は、2 室 4 部 1 委員会 1 事務局 22 課で構成されており、職員数は 171 人（再任用を含まない）となっています。地方を取り巻く環境がますます厳しさを増す中で、複雑多様化する行政ニーズに対応するためには、徹底した事務事業や行政組織の見直しを行っていくとともに、国が進めるデジタル改革に対応していく必要があります。

広域行政については、本町は泉佐野市以南の 3 市 3 町と、消防や医療・福祉、生活環境、都市計画などの様々な分野で相互に役割を分担し、連携を図っています。複雑多様化する行政ニーズに対応するため、圏域市町との連携をさらに深めていく必要があります。

3-2 財政の状況

近年の本町の財政は、多奈川地区多目的公園への企業誘致による増収効果があるものの、関西電力発電所の撤退、地価の下落、人口の減少などにより、町税による収入が減少する一方、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加などにより、厳しい状況にあります。

令和元年度の決算状況については、このような状況下においても、行財政改革の取組により財政に関する主要指標である経常収支比率は 95.3%、実質公債費比率は 11.3%と改善傾向を示しているものの、依然、高い水準となっており厳しい状況に変わりありません。

一般財源の標準規模を示す標準財政規模は、4,304,918 千円であり、町の貯金である積立金の現在高は、1,390,389 千円、このうち財政調整基金の残高は、687,623 千円で、積立金残高の標準財政規模に対する割合は、32.3%となっています。

歳入については、地方税、地方交付税、地方債の占める割合が高く、これらで歳入全体の約 6 割強を占めています。地方税は、2,077,421 千円で全体の 27.5%となっています。

歳出については、性質別で、人件費、扶助費、公債費の義務的経費で 39.6%を占めており、これに物件費、維持補修費、補助費等経費を加えた経常的経費では、66.2%であり、投資的経費は 17.2%となっています。

今後は、収入確保策として発電所跡地への企業誘致を進めつつ、高齢化に伴う社会保障関係経費の増加や、老朽化した公共施設の維持管理や改修などの事業に対応する必要があります。また、これらの事業の実施においては、基金の取崩が見込まれ、厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

■ 岬町財政の状況 (表 1-2 (1))

(単位:千円、%)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	6,793,883	7,603,824	7,558,260
一般財源	4,553,642	4,529,317	4,495,395
国庫支出金	690,435	834,936	954,591
都道府県支出金	598,199	526,694	586,271
地方債	457,914	980,764	725,697
うち過疎対策事業債	—	—	—
その他	493,693	732,113	796,306
歳出総額 B	6,750,654	7,536,864	7,468,300
義務的経費	3,170,243	3,148,767	2,959,168
投資的経費	703,633	1,283,181	1,286,737
うち普通建設事業	647,485	1,271,787	1,168,647
その他	2,876,778	3,104,916	3,222,395
過疎対策事業費	—	—	—
歳入歳出差引額 C(A-B)	43,229	66,960	89,960
翌年度へ繰越すべき財源 D	16,460	17,534	26,134
実質収支 C-D	26,769	49,426	63,826
財政力指数	0.55	0.53	0.51
公債費負担比率	22.4	18.5	13.7
実質公債費比率	21.6	16.2	11.3
経常収支比率	96.6	95.3	95.3
将来負担比率	173.7	115.9	117.4
地方債現在高	8,912,969	7,250,946	8,007,198

3-3 公共施設等の状況

本町の公共施設の整備状況について、道路については、道路改良率は 59.2%と府内でも低く計画的な整備が必要であり、安全性・利便性の向上を図るため、町道西畑線、町道美化センター連絡線、町道池谷向出連絡線の整備が必要です。道路・橋梁については、老朽化も進んでおり、修繕が必要な箇所が多くなっています。

義務教育施設については、平成 27（2015）年度には、すべての学校の耐震化が完了しましたが、子どもたちが安全で快適な環境で学習できるよう、引き続き、老朽化への対応やトイレや空調等の設備の改善を進める必要があります。

上下水道について、水道事業は平成 31（2019）年 4 月に大阪広域水道企業団に事業統合を行いました。本町の下水道整備状況は、令和 2（2020）年 3 月時点の公共下水道普及率（人口）が 78.8%となっています。今後、施設の老朽化に伴う修繕・改築等も増えると想定され、より計画的な下水道整備が求められます。

■主要公共施設等の整備状況 （表 1-2（2））

	昭和 55 年 度末	平成 2 年 度末	平成 12 年 度末	平成 22 年 度末	令和元年 度末
市町村道改良率（%）	36.1	13.4	51.8	56.4	59.2
市町村道舗装率（%）	94.4	92.5	93.8	94.4	95.1
農道延長（m）	16,710	10,880.4	10,880.4	10,880.4	10,880.4
農地 1ha 当たり農道延長 （m）	60.1	3,837.5	3,837.5	3,837.5	3,837.5
林道延長（m）	31,452	30,960.2	29,288.7	29,288.7	29,288.7
林野 1ha 当たり林道延長 （m）	23.6	15.2	14.9	14.9	14.9
水道普及率（%）	100	98.8	98.6	100	100
水洗化率（%）	—	—	57.1	79.6	82.8
人口千人当たり病院、診 療所の病床数（床）	—	—	—	17	19

4 地域の持続的発展の基本方針

過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な管理等が喫緊の課題となっています。

本町では、まちの総合的かつ計画的な行政運営の指針として、過去4次にわたり総合計画を策定し、長期的展望に立ったまちづくりに取り組んできました。令和2年度に策定された令和12年（2030年）を目標年次とする第5次岬町総合計画は、これまでの取組成果を継承しつつ、本町における課題や変化する社会的潮流などを見極め、歴史や文化、自然環境などの地域資源を大切にしながら、本町が取り組むべきまちづくりの方向を明らかにする、本町のまちづくりを進めるうえで、あらゆる計画の基本となります。

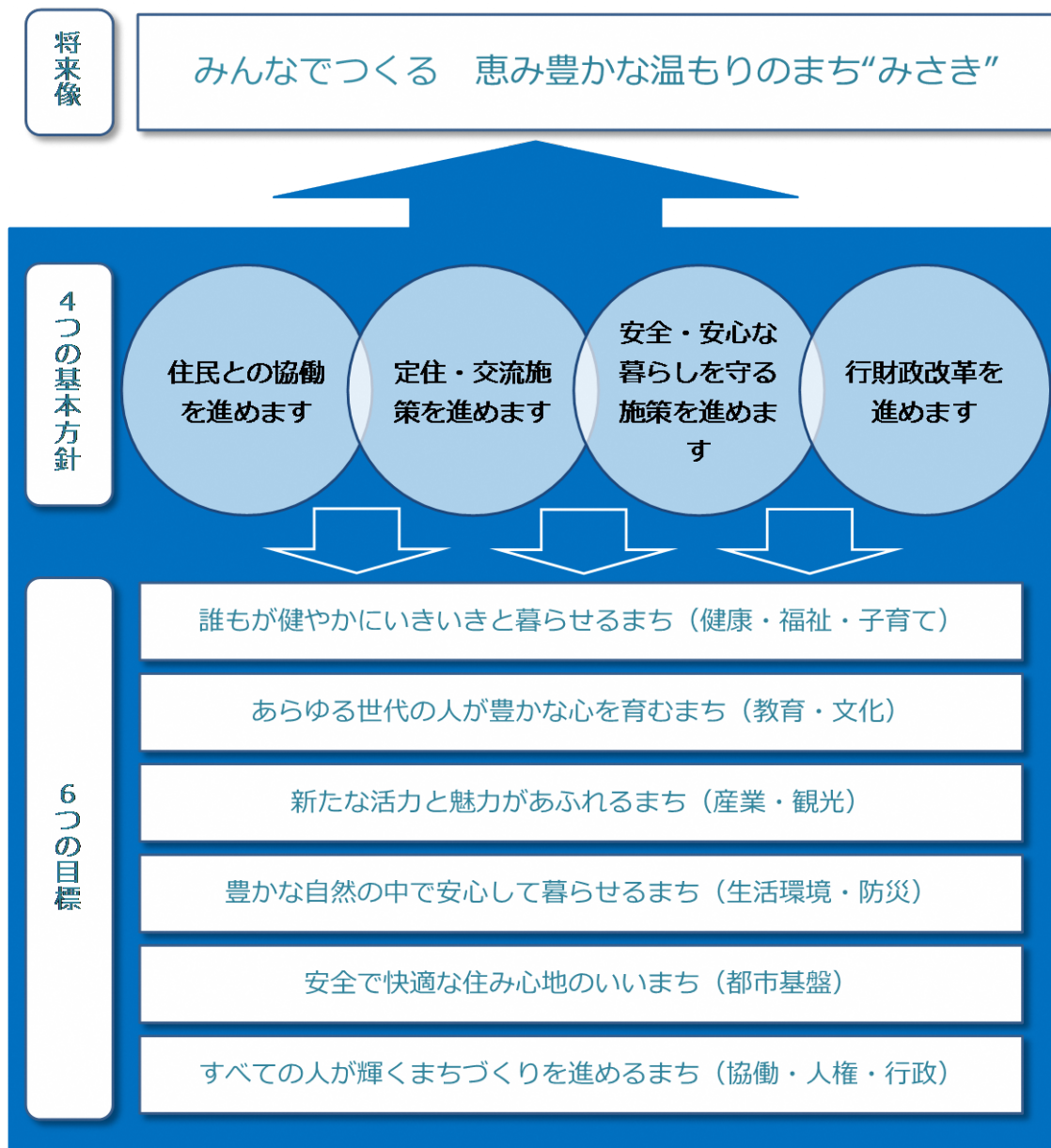
このたび本町が過疎地域をその区域とする市町村として公示されたことを受け、第5次岬町総合計画を基本として、地域の持続的発展の基本方針を定め、行政だけでなく、住民、事業者等が一体となって、施策を進めます。

＜第 5 次総合計画＞

基本構想：令和3（2021）年度から令和12（2030）年度の10年間

基本計画 前期：令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度の 5 年間

後期：令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度の 5 年間



過疎地域の持続的発展のための施策展開においては、第 5 次岬町総合計画と第 2 期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略（計画期間：令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度）を基本に、実施すべき施策を本計画に示します。

5 地域の持続的発展のための基本目標

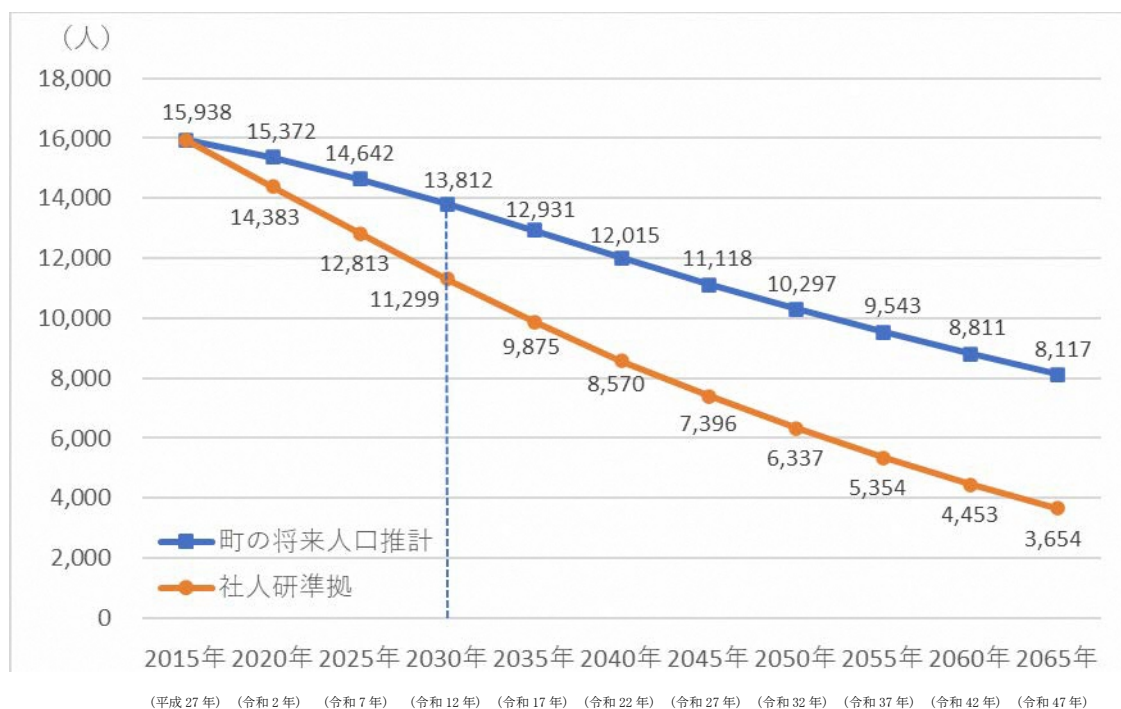
(1) 将来人口

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が推計した人口推計では、第5次岬町総合計画の最終年度である2030（令和12）年の本町の人口は11,299人とピーク時の半分にまで減少することが見込まれています。人口減少の影響を最小限にとどめ、縮退局面にあっても地域社会において誰もがいきいきと暮らせるよう持続可能なまちづくりを目指し、人口減少の抑制に向けた取組を進める必要があります。

第5次岬町総合計画では、このような状況を踏まえ、都市構造のあり方、住民生活や産業の維持・振興、関係人口の創出などを総合的に判断し、人口減少の抑制を最優先課題とし、様々な施策を総合的に取り組むことにより、2030（令和12）年の目標人口を13,900人と定めています。

第5次岬町総合計画で定めた目標人口を踏まえ、本計画の目標人口は、
2025（令和7）年 14,700 人
2030（令和12）年 13,900 人
とします。

■ 岬町の人口見通し



< 町の将来人口推計の概要 >

● 出生・死亡に関する仮定

- ・ 生残率は社人研推計と同様とした。
- ・ 出生率は、2040年に1.36（2019年の日本全体の合計特殊出生率）になるよう

に緩やかに増加するものとした。

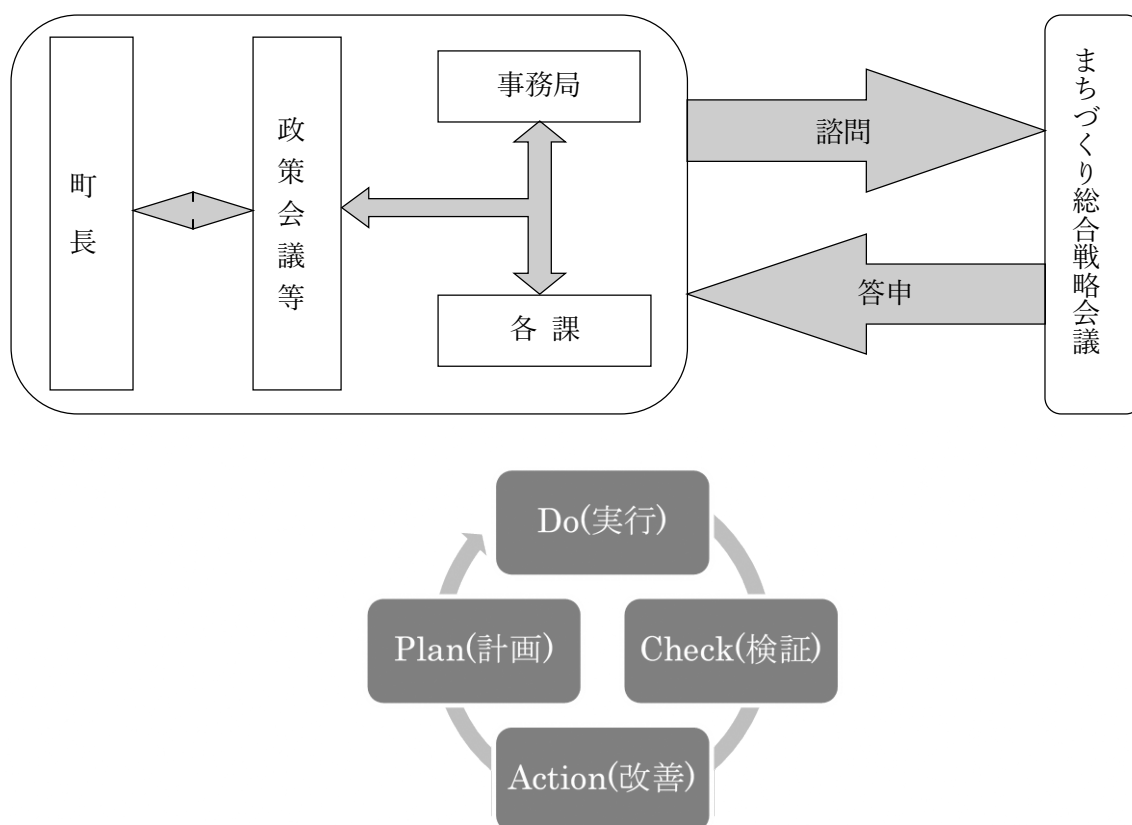
● 移動に関する仮定

- ・ 人口移動が均衡（転入・転出数が同数となり、移動が見かけ上ゼロ）とした。

6 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の推進に当たっては、庁内関係各課の連携による推進体制を構築し、計画の達成状況の評価については、「PDCA メカニズム」を機能させ、まちづくり総合戦略会議において、毎年度、計画の進捗管理と効果検証を行います。評価結果は本町の長期的な施策展開に役立て、施策や事業の改善、予算に反映させます。

また、評価結果の公表にあたっては、結果の要点を整理し、ホームページ等で周知を行います。



7 計画期間

令和3（2021）年4月1日～令和8（2026）年3月31日の5年間とします。

但し、今後、国の動向や社会情勢の変化等に的確に対応するため、必要に応じて柔軟に見直します。

8 公共施設等総合管理計画との整合

「岬町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の実態、事業経費や事業実施に係る将来財政負担の状況を把握し、財政負担の軽減・平準化を図ります。

本計画に記載するすべての公共施設等の整備は、「岬町公共施設等総合管理計画」に適合します。

＜公共施設の在り方の基本方針＞

【建物施設】

- ① 将来人口を見据えたサービス内容・施設運営の改善と適正配置等
- ② 未利用施設の売却や施設の複合化・多機能化施設への転換等
- ③ 施設の更新・長寿命化及び危険除去の推進
- ④ 耐震化の実施
- ⑤ 効果的・効率的な管理運営主体の選択
- ⑥ 住民負担の公平性の確保
- ⑦ 広域的な連携（近隣自治体施設の相互利活用）

【インフラ施設】

- ① 施設の長寿命化・耐震化等の推進
- ② 民間活力の導入

Ⅱ 実施すべき施策

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点

① 移住・定住の促進

進学、就職、結婚を機会とする若い世代の転出が、人口の減少につながっており、近隣市への転出が多くなっています。

若い世代が本町に住み、生活したいと思える住環境や就労を実現できる雇用環境等の整備・充実を図る施策に取り組む必要があります。

② 地域間交流の促進

本町は、大阪都心部から海や山の手軽なレジャーを楽しむ多くの人が訪れる地域ですが、地域の魅力発信や来訪者との交流が課題となっています。

そして、友好交流都市と産業、観光、教育などでの交流を進めており、今後も幅広い分野で友好交流を進め、活力ある地域づくりに繋げる必要があります。

また、「定住人口」でもなく「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様にかかわる「関係人口」の創出に取り組む必要があります。

③ 地域社会の担い手となる人材の育成

本町では、今後も少子高齢化や人口減少が続くことが見込まれ、生産年齢人口の減少やコミュニティ機能の低下が懸念されています。

将来の地域の担い手づくりとして、本町では地域おこし協力隊などの外部人材を活用するための仕組み作りが必要とされています。

(2) その対策

① 移住・定住の促進

移住・定住を促進するため、移住・定住に対する優遇制度の整備、空き家バンク制度の充実、民間事業者と連携した住宅の確保など、移住・定住希望者のニーズに応じる取組を進め、ふるさとへの愛着や誇りを高めるとともに、住み続けたいくなるまちづくりを進めます。

② 地域間交流の促進

本町への来訪者を増やして地域の魅力を発信する交流施策、マイクロツーリズム（地元での観光・旅行）を進め、住民が地元の魅力を再発見し、余所からの来訪者に魅力を伝える取組を進めます。

国内外・地域交流による経済活性化を一層図るため、様々な観光資源、毎年開催されている潮干狩りや海水浴場の開設、ビーチバレー大会等の観光イベントを活用し、地域住民との交流や物産の相互販売などを推進します。

海・山・川の生物と親しむことのできる企画やマリンスポーツなど、既存施設を活用したイベントの開催を検討します。

イベントの運営を、住民・事業者・行政の協働によって町全体の一体的な取組として振興に努めます。

住民・地域・団体等が連携を図りつつ、友好交流都市等との交流を一層進め、経済、教育、文化、学校間交流などの充実に努めます。

また、「関係人口」の創出や拡大につながる事業を展開すると共に、地域間交流の場としてコミュニティ施設を整備します。

③ 地域社会の担い手となる人材の育成

自治会活動への参加を促進するなど、地域コミュニティの強化に努めるとともに、地域おこし協力隊を始めとした外部人材を積極的に活用することで、地域力の向上を図ります。

■施策の推進のための指標

分野	指標	現状(2020年)	目標(2025年)
1 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成	社会増減数（単年度）	△86人 （日本人）	0人
	*住民基本台帳人口移動報告より	2019年	
	若年層（20～39歳）の転出超過数（単年度）	△100人 （日本人）	△80人
	*住民基本台帳人口移動報告より	2019年	
	主要観光関連施設来館者数（単年度）	1,948,493人 2019年	1,600,000人
	地域おこし協力隊の任期終了後の定住者数（単年度）	0人	2人

（3）事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体
1 移住・定住・地域間	(3)人材育成	コミュニティ施設等整備事業	岬町
		旧深日保育所跡地整備事業	岬町

交 流 の 促 進、人材育 成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住	移住・定住支援事業	岬町
		奨学金返還支援事業	岬町
	地域間交流 人材育成	友好交流推進事業	岬町
		企業版ふるさと納税人材派遣型事業	岬町
		地域活性化事業	岬町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」区分における公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行います。

2 産業の振興

(1) 現状と問題点

① 農林業・漁業の振興

本町の農業は大半が兼業農家で、農家数、耕作地面積、農業生産額ともに減少が続いています。また農業従事者の高齢化や担い手不足などにより、遊休農地が増加する一方、鳥獣による農作物被害の深刻化や農道、ため池などの農業施設の維持管理や更新の課題を抱えています。

住民による里山再生活動が取り組まれているものの、維持管理が行われていない森林が増加し、林道の維持管理や更新の課題を抱えています。

漁業については、近年、経営体数、漁獲量とも減少傾向にあり、漁業就業者数が減少しています。漁業関係者は大阪府立環境農林水産総合研究所水産技術センターや栽培漁業センターと連携し、稚魚の放流や漁礁の設置など漁業資源の確保や水産物のブランド化に取り組むとともに、海上釣堀を開設するなど観光漁業への取組も進めています。

② 企業誘致の推進

地場産業の衰退に伴い、町内における雇用の場が少なくなっています。本町では平成 18 (2006) 年に企業誘致条例を改正し、優遇制度を設けるとともに、関西電力多奈川発電所、第二発電所跡地、多奈川地区多目的公園事業活動ゾーンが大阪府の産業集積促進地域の指定を受け、新たな企業の進出も見られるようになっていきます。今後も優遇制度やきめ細やかな支援により、新たな産業の育成や企業誘致を進めていく必要があります。

③ 商工業・情報通信産業の振興

人口減少やチェーンストアの出店などに伴い、地域の日常生活を支える地元の店舗が急速に減少しており、高齢者など買い物弱者への対応が課題となっています。一方で、町内の空き店舗や民家を活用した店舗での新たな創業も見られます。

関西電力発電所の撤退等により、町内の事業所も減少を続けており、地域経済の活性化のためには、企業誘致とともに、新たな事業の創業が求められています。企業活動や日常生活、観光・レジャーにも、情報ネットワークインフラの整備が不可欠となっていますが、一部地域では整備が遅れています。

④ 観光の振興

本町には大阪府で貴重な自然海浜である長松海岸やせんなん里海公園、海釣り公園とっとパーク小島、いきいきパークみさきなど、観光・レクリエーション施設や名所旧跡が数多くあり、平成 29 (2017) 年には第二阪和国道の開通に併せて、道の駅みさき「夢灯台」を開設しました。

これまで本町において最も集客力のあったみさき公園が運営事業者の撤退により休園

となり、町外から観光客などを呼び込む求心力の低下が懸念されています。

⑤ 港湾の活性化

深日港は、かつて四国、淡路への連絡港として賑わいを見せましたが、明石海峡大橋等の開通に伴い、全ての航路が廃止され、かつての賑わいがなくなっています。町では、平成 29（2017）年度より、深日港と洲本港を結ぶ航路の実証実験を行っています。

（２）その対策

① 農林業・漁業の振興

農地を保全しつつ、農地の集積化、集落営農の推進に努める一方、他市町村や関係団体と連携し、企業による農業経営や担い手のグループ化を図り、個人の負担を減らした営農手段など産地力の強化を行い、地域農業の生産性の向上を図るとともに、有害鳥獣対策をはじめとした補助事業の拡充等により、農地や農道の保全管理を促進します。また、他市町村や関係団体と連携し、産地力の強化を行い、地域農業の生産性の向上を図ります。

住民の里山再生活動を支援するとともに、住民・事業者・行政の協働により森林資源の育成・活用に努めます。また、老朽化が進む林道などの施設の維持管理や更新の方法についても検討を行います。

地元水産物の地産地消の推進や販売チャンネルの拡大に向けた取組の支援とともに、観光漁業の推進に努めることで、将来の担い手にとって魅力ある漁業の振興に努めます。また、大阪府や他市町村等の関係機関と連携し、町内にある各漁港の環境整備事業の推進及び漁業振興に努めるとともに、各漁業協同組合が中心となって作成する「浜の活力再生プラン」などを活用した漁場の活性化支援に努めます。

② 企業誘致の推進

企業誘致の優遇制度の整備を行うとともに、関西電力多奈川発電所、第二発電所の跡地を産業振興拠点として、企業立地を促進し、産業の振興と雇用機会の拡大を図り、地域産業の更なる推進につなげます。

③ 商工業・情報通信産業の振興

商工会や観光協会との連携などを通じて、新たな創業などの面で事業者を支援します。また、地域産業の振興や企業誘致を進めるとともに、情報ネットワークインフラの整備を進め、情報通信産業など新規産業の育成により地域の雇用の場の確保に努めます。

④ 観光の振興

本町への来訪者を増やし、まちの魅力を体験してもらい、関係人口の増加につなぐため、マリンレジャーをはじめとした体験型観光やスポーツツーリズムの取組を進めると

ともに、地域資源を活かした新たな“みさきブランド”を確立します。

民間の資金や活力を活用したPFI事業により、新たなみさき公園を整備し、これまで以上に魅力を高めつつ、運営については、指定管理者制度の導入を図り、より求心力のある都市公園を目指します。また、道の駅みさきなど町内の観光施設との連携や整備を進めます。

住民・事業者・行政の協働によって毎年開催される深日港フェスティバル等のイベント支援を行うなど、町全体の一体的な取組としてまちの活性化に努めます。国内外・地域交流による経済活性化を一層図るため、他市町村を含めた広域的な連携を図りながら、日本遺産として認定された「葛城修験」などの観光資源の活用や深日港活性化の取組などを推進します。

⑤ 港湾の活性化

深日港を人流・物流機能を担う交流港として再生・発展させるために、深日港と洲本港を結ぶ航路を定期航路とするなど、深日港を活かしたにぎわいの創出と物流拠点としての整備を進めます。

■施策の推進のための指標

分野	指標	現状(2020年)	目標(2025年)
2 産業の振興	耕作放棄地面積(単年度)	30.58ha	29.98ha
	漁業就業者数(単年度)	157人 2018年	138人
	町の取組による雇用創出数(累計)	105人	210人
	事業所数(単年度)	452事業所 (公務を除く)	470事業所
	*経済センサス・活動調査より	2016年	
	主要観光関連施設来館者数(単年度) 【再掲】	1,948,493人 2019年	1,600,000人

(3) 産業振興促進事項

【産業振興促進区域及び振興すべき業種】

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
岬町全域	製造業、農林水産物等販売業、旅館業（下宿営業を除く。）及び情報サービス業等（情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売等）	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

【当該業種の振興を促進するために行う事業の内容】

上記「2 産業の振興（2）その対策」に記載した内容のとおり。

当該区域・業種について、条例に基づき、固定資産税の免除や設備投資及び雇用拡大に対する補助制度等による優遇措置を行います。

【他市町との連携】

産業の振興については、その施策について周辺市町や関係団体と連携して実施します。

(4) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体
2 産業の 振興	(1) 基盤整備 農業・林業 農業	農とみどりの活性化構想関係整備事業	岬町
		ため池改修事業	岬町
		楠木～中地区水路整備事業	岬町
	(9) 観光又はレク リエーション	観光施設整備事業	岬町
		みさき公園整備事業	岬町
	(10) 過疎地域持 続的発展特別事 業		
		第1次産業 農とみどりの活性化構想推進事業	岬町
		有害鳥獣駆除事業	岬町・岬町 有害鳥獣対 策協議会
		商工業・6次産業化 岬町農産物特産品化支援事業	岬町
		観光 葛城修験日本遺産活用推進事業	岬町・関係 市町村
		深日航路再生事業	岬町・洲本 市
		深日港活性化事業	岬町
		企業誘致 企業誘致事業	岬町
		その他 創業者支援事業	岬町

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

「産業の振興」区分における公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行います。

3 地域における情報化

(1) 現状と問題点

① 地域における情報化

ICT（情報通信技術）の普及・発展により、地球規模での交流が拡大し、リアルタイムの情報共有が進んでいます。今後も進む情報インフラの革新により、それらが新たな社会インフラとして住民生活に浸透し、経済や社会、暮らしの基盤になっていくと考えられます。

情報通信手段の一つである携帯電話のエリア整備は、民間通信事業者によりなされていますが、未だ不感地域が残っている状況です。

また、都市部においては超高速通信システムである 5 G が普及拡大し、都市部と地方における新たな通信環境の格差が生じています。

本町においても、通信環境の改善、地域課題の解決や住民サービスの向上、行政事務の効率化と迅速化に ICT の活用を検討する必要があります。

(2) その対策

① 地域における情報化

行政の情報化については、ネットワーク環境の充実、情報セキュリティ対策の強化、文書管理の電子化、電子申請や業務システムなど電子自治体の構築を進め、積極的なサービス提供、事務の効率化・電子化を推進します。

また、急速に進展する情報化社会へ対応すべく、町内全域に渡り超高速で情報をやり取り出来る 5 G 若しくは 6 G に対応したオープンラン方式による通信インフラの整備、超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率の向上及び同サービスの選択肢の拡大、デジタルデバイス保有者数の増加、デジタル活用に向けたマイキーID 設定の支援、オンラインによる行政サービスの利用者数の増加を目指します。

■施策の推進のための指標

分野	指標	現状(2020 年)	目標(2025 年)
3 地域における情報化	町ホームページアクセス件数（単年度）	128,456 件	200,000 件

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体
3 地域に おける情報 化	(1) 電気通信施設 等情報化のため の施設 ブロードバンド施設	携帯電話等エリア整備事業	岬町
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 情報化	CATV 等町内情報発信事業	岬町
		電子手続き推進事業	岬町

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と問題点

① 道路等の整備

本町の道路網は、国道 26 号（第二阪和国道）と府道和歌山阪南線（旧国道 26 号）、岬加太港線の 3 路線を骨格として、これらに接続する、府道、町道によって構成されています。

安全性・利便性の向上を図るため、町道西畑線、町道美化センター連絡線、町道池谷向出連絡線の整備が必要です。

また、農林業では、労働力の高齢化や省力化のため機械化が進んでおり、農林業の振興のためには、他の生産基盤と共に農林道の整備が不可欠となっています。

道路・橋梁については、施設の老朽化も進んでおり、修繕が必要な個所が多くなっています。

② 交通手段の確保

本町における公共交通機関は、南海電気鉄道本線と多奈川線、コミュニティバスがありますが、共通した運行区間の存在と鉄道とコミュニティバスがスムーズに乗り継ぎ出来ない現状があります。

少子高齢社会において、公共交通の維持や安全な交通環境など、交通弱者の移動の円滑化が求められています。

まちの玄関口であるみさき公園前は、コミュニティバスやタクシー、送迎用のバスや自家用車で混雑し、駐輪場前の歩道に自転車が置かれ、通行の妨げになっており、まちの玄関口にふさわしい駅前広場の整備などが求められています。

(2) その対策

① 道路等の整備

第二阪和国道については、交通量の増加に伴う渋滞を解消すべく、早期の四車線化に向けた整備を求めています。災害などの緊急時対応ができるよう梯子骨格状の道路整備を図るとともに、岬町舗装修繕計画を策定し、計画的な町道の改良・補修等整備を行います。安全な町道を維持すべく、緊急性を考慮しつつ効率的な管理体制を構築し、道路の適切な維持管理に努めます。自転車通行空間の計画的な整備を行うことにより、利用者の安全な通行を確保します。

農林道については、農林業の活性化等の影響を勘案し、その整備に努めます。

橋梁については長寿命化修繕計画を基に、計画的な予防対策と修繕に努めます。

② 交通手段の確保

鉄道とバスの共通した運行区間があっても、用途により棲み分けて利用されている

ことから、南海電気鉄道本線・多奈川線、コミュニティバスなどの公共交通の利用の維持を今後も続け、利用者の声を聞きながら利便性の向上を図ります。また、歩行者、自転車及び公共交通機関の利用者全てに安全かつ快適な交通環境づくりを推進するとともに、みさき公園駅前の整備を行います。

■施策の推進のための指標

分野	指標	現状(2020年)	目標(2025年)
4 交通施設の整備、交通手段の確保	町道改良率(累計)	59.195%	59.3%
	※全国平均 59.3%		
	コミュニティバス利用者数(単年度)	129,969人	136,500人

(3) 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	町道舗装事業(町道深日漁港線外)	岬町
		町道改良事業(町道岬海岸番川線外)	岬町
		町道西畑線整備事業	岬町
		町道美化センター連絡線整備事業	岬町
		町道池谷向出連絡線整備事業	岬町
		(仮称)町道美崎苑連絡線整備事業	岬町
		橋りょう整備事業	岬町
	(2) 農道	農道整備事業	岬町
	(3) 林道	林道整備事業	岬町
	(6) 自動車等 自動車	コミュニティバス整備事業	岬町
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 交通施設維持	コミュニティバス運行事業	岬町
		岬町舗装修繕計画策定事業	岬町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「交通施設の整備、交通手段の確保」区分における公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行います。

5 生活環境の整備

(1) 現状と問題点

① 上下水道の整備

本町における水道事業は、業務の効率化、サービス水準の維持・向上を図るため、令和元年に大阪広域水道企業団と水道事業を統合しました。今後は、施設の老朽化に伴う更新事業費や人口減少に伴う収益の低下、様々な災害に対する対応について共同で取り組む必要があります。また本町における生活排水適正処理率は、令和2(2020)年3月時点で73.6%であり、生活排水の100%適正処理達成に向けた早期の対策が必要です。尚、下水道整備状況は、令和2(2020)年3月時点公共下水道普及率(人口)78.8%となっており、今後、老朽化に伴う修繕・改築等も増えると想定される中、事業計画区域の見直しを含め、より計画的な整備の必要があります。下水道の整備が見込まれない区域においては、合併処理浄化槽の整備の必要があります。

また、近年の気候変動に伴う豪雨による浸水被害を防ぐため、雨水排水整備を進めていく必要があります。

② 環境負荷の軽減

循環型社会の構築、地球温暖化防止の観点から、廃棄物減量の推進や生ごみの再資源化・再利用など、ごみの減量化対策を進めていく必要があります。

老朽化が進行しているごみ処理施設、し尿処理施設、火葬場施設について、今後、多額の維持管理費が発生すると思われます。

また、資源回収ごみ等の回収手段や再資源化に課題があります。

③ 消防・救急、危機管理体制の充実

本町における消防組織は、常備消防については、平成25(2013)年に泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町の南泉州地域3市3町で、火災、救急、救助などの消防サービスをより高めるため、事務の共同処理を行う団体を設立する一方、各市町における既存の消防署が維持され、広域化によるスケールメリットを活かした出動体制の強化により、これまで以上にサービスの提供ができるようになっています。

非常備消防の消防団については、淡輪、深日・孝子、多奈川の3分団で構成され、各種の災害対応をはじめ地域における消防防災のリーダーとして期待されており、団員数の減少傾向がみられるものの、その役割は大きく、消防団員の充足や育成など大規模化・多様化する災害に対応していくことが求められます。

加えて、近年は台風や豪雨などの自然災害が頻発化・激甚化しており、災害発生の危険区域については最新の気象分析等をふまえ、的確に把握した上で、より効果的な防災体制の確立が必要です。

また、地域における防災力を高めていくためには、住民の防災・減災に対する意識の高

揚を図り、自主防災組織の活動を活性化する支援策が重要となっています。

さらに、地震・津波や大雨洪水による浸水・土砂災害時に備えるための避難所などの防災施設については、高齢者や障がい者などの要配慮者、避難行動要支援者の対応に加え、新型コロナウイルス等の感染症に対応した整備が必要となっています。

防犯対策としては、女性や子ども、高齢者を狙った犯罪など、住民を取り巻く環境は変化しており、犯罪のない地域づくりのためには、防犯カメラの設置などの環境整備、地域住民と連携した見守り、防犯情報の共有など、地域ぐるみでの総合的な取組が必要となっています。

④ 良質な住環境づくりの推進

本町の住宅地は、昭和 30（1955）年の町村合併以前から住宅地であった既成市街地と昭和 40 年代以降に開発された市街地で形成されており、既成市街地では住宅が密集し、狭あい道路が多く、公園などの公共スペースが十分でなく、防災上の対策が必要です。

高齢化が急速に進行しており、福祉施策との連携を図りながら、地域の特性に応じたまちづくりを進めるとともに、良好な住環境の形成を推進することが必要となっています。

「岬町空家等対策計画」を策定し、空家所有者への適正管理を促す取組や、空き家バンク制度の利用促進などを進めています。

町営住宅については、長寿命化を図りつつ、より効率的な維持管理が求められます。

（２）その対策

① 上下水道の整備

将来にわたり、安心、安全な水道水の安定的な供給を行うため、大阪広域水道企業団による水道施設の適正な維持管理、運営ができるよう連携を図ります。また、効率的な下水道整備を推進するとともに、浸水被害の軽減に向けた雨水排水整備を進めます。

② 環境負荷の軽減

今後の運用方針を定め、ごみの分別の徹底、4 R（発生回避、排出抑制、再利用、再使用）を推進することで、ごみの排出量の削減に努めます。

また、ごみ処理施設、し尿処理施設や火葬場施設について、適切な運営や長寿命化計画等を定め、設備改修を実施していく必要があります。

③ 消防・救急、危機管理体制の充実

消防体制については、消防団員の確保対策や消防車両を含む資機材及び消火栓など各種設備の計画的更新により充実・強化を行います。

防災体制については、最新状況に合わせて危険区域を的確に把握しハザードマップを適宜更新します。「岬町地域防災計画」の点検と見直しを行い、体制・対策強化を図ると

ともに、自主防災組織の育成支援、地域団体やボランティアの連携など、「自助」「共助」である住民主体の防災活動を支援し、地域防災力の向上を図ります。

避難所については、災害用資機材等の備蓄・整備や非常用電源の確保を進め、住民の主体的な運営支援や環境整備に努めます。

また、ソフト面では津波対策訓練を実施するなど、住民と連携しながら災害に備え、安心して暮らせるまちづくりに努めるとともに、避難情報の伝達手段である防災行政無線等の保守・整備を継続・強化します。

常備消防については、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町の南泉州地域3市3町での連携により、消防・救急体制の充実強化を行います。

また、防犯対策では、泉南警察、防犯委員会など関係機関と連携して地域ぐるみの啓発活動の推進や、自治区による防犯カメラの設置など防犯環境の整備を図ります。

④ 良質な住環境づくりの推進

老朽化した木造建築物が多い市街地では、耐震改修促進計画に基づき、耐震化の促進に取り組みます。

岬町住宅マスタープランに基づき、地域の特性に応じた住宅政策を進めます。

空家等対策について、岬町空家等対策計画に基づき、空家等の発生予防と適正管理、活用促進及び管理不全な空家等の解消に努めます。空き家バンク制度の充実、民間事業者と連携した住宅の確保など、移住・定住希望者のニーズに応じる取組を進めます。

また、町営住宅については、町営住宅長寿命化計画に基づき、適切な管理と長寿命化に努めます。

■施策の推進のための指標

分野	指標	現状(2020年)	目標(2025年)
5 生活環境の整備	岬町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金助成基数(単年度)	4基	5基
	下水道処理人口普及率(累計)	78.8%	79.0%
	リサイクル率(事業系資源化量を含む)	5.8% 2019年	17.5%
	リサイクル率(事業系資源化量含まない)	5.8% 2019年	16.5%
	自主防災組織数(累計)	48団体	53団体
	空家バンク登録件数(累計)	2件	4件

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体
5 生活環境の整備	(2) 下水処理施設 公共下水道	流域下水道事業	岬町
		公共下水道整備事業	岬町
	その他	合併処理浄化槽設置事業	岬町
		漁業集落排水施設整備事業	岬町
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設 し尿処理施設	ごみ処理施設整備事業	岬町
		し尿処理施設整備事業	岬町
	(4) 火葬場	淡輪火葬場整備事業	岬町
	(6) 公営住宅	町営住宅整備事業	岬町
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 生活 防災・防犯	空家等対策事業	岬町
		地域防災力の充実強化事業	岬町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「生活環境の整備」区分における公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行います。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上・増進

(1) 現状と問題点

① 子育て環境の確保

本町では、15 歳未満の子どもが減少を続け、少子化が進行しています。このまちに住み、子どもを生み育てたい人の希望を実現するため、妊娠・出産から子育て支援まで切れ目のない施策の充実を図る必要があります。

核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなっています。すべての子どもたちが心身ともに健やかに成長し、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを感じることができるよう、乳幼児期の教育・保育、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが重要です。

子育て支援についての要望の多様化や、老朽化した施設の整備等、多くの課題がありますが、それぞれに十分な検討を行い、対策を行っていく必要があります。

② 高齢者福祉の推進

本町の高齢化率は、令和 3 (2021) 年 4 月現在で 39.3%と全国平均を大きく上回っており、高齢者も含めた支えあいの地域づくりが課題となっています。

そのような中で本町では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生き方が尊重され、生きがいを持って本人の望む生活を送ることができ、認知症や介護が必要な状態になったとしても、人生の最期まで安心して暮らし続けられる地域づくりを目指し、令和 3 (2021) 年に「岬町地域包括ケア計画（高齢者保健福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画）」を策定し、地域で支える暮らしの支援などに取り組んでいます。

③ 障がい者（児）福祉の推進

本町では、令和 3 (2021) 年に「第 4 次岬町障害者基本計画・第 6 期岬町障害福祉計画・第 2 期岬町障害児福祉計画」を策定し、障害の有無に関わらず、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、お互いを尊重し、生涯を通じて安心して快適に暮らせるように、社会の構成員として主体的に社会参加するとともに、助け合いながら暮らしていくことのできる包括的な「地域共生社会」の実現を目指しています。

障がい者が社会の一員として働き、様々な活動に参加し、生きがいをもって生活できる環境づくりが求められ、そのために福祉サービスの充実や住まい、働く場の確保などに取り組み、地域生活をサポートしていくことが必要となっています。

また、2 市 1 町（阪南市、泉南市、岬町）で障害支援区分認定審査会を、3 市 3 町（泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町）で内部組織（広域福祉課）を共同設置し、専門性の担保や権限移譲による住民サービスの向上とともに、経費及び人件費の効率的な活用を図っています。

④ 保健衛生

急速な高齢化の進行や生活環境の変化、ライフスタイルの多様化などにより、生活習慣病や心の問題が課題となっています。また、新たな感染症を含め、感染症などへの対策を進めるため、地域の医療機関や関係機関との連携が必要となっています。

(2) その対策

① 子育て環境の確保

保育所等の児童福祉施設や学童保育施設の整備・充実を図るとともに、地域住民の要望に応じた保育に努める一方、子ども医療費助成や保育料無償化など子ども・子育て支援を推進します。

また、子育てと仕事を両立しながら社会へ参画できるよう、育児休業制度の周知や誰もが取得しやすい環境づくりに努めます。保護者が安心して働けるよう、児童の健全育成や安全の確保を図る一方、小学校と連携した放課後活動が行える環境づくりを進め、児童の健全育成に努めます。

② 高齢者福祉の推進

超高齢社会における様々な問題に対応するためには、制度・分野ごとの「縦割り」や、高齢者を支援する側と支援される側という画一的な関係性ではなく、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる地域共生社会の実現を目指す必要があります。

そのため、介護、医療、予防、住まい、生活支援・福祉サービスが相互に連携しながら日常生活を支える地域包括ケアシステムの充実を図ることが必要となっており、医療と介護の連携や介護予防の充実、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化、認知症支援策の充実等を推進します。

また、高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持って自立した生活を送り、自分らしい暮らしを続けていくことができるよう環境づくりを進めます。

③ 障がい者（児）福祉の推進

障害者基本計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づき、相談体制・支援体制の充実を図り、関係機関と連携の上、疾病や障害の早期発見、早期治療、早期療育に努めます。

また、障がい者等の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮するとともに、障害福祉サービス等の体制の整備を進めます。

④ 保健衛生

生活習慣病の発症及び重症化予防、健康寿命の延伸を図るため策定している健康増進計画を踏まえ、特定健診、各種がん検診、健康相談、健康教育の実施、ウイルス性肝炎疾

患治療費助成等により住民の健康づくりを支援します。

乳幼児から高齢者まで、広く住民の健康づくりを推進する拠点となる保健センターや、町民の健康と体力の増進、福祉の向上、町民間の心のふれあいと交流のための健康ふれあいセンターの施設整備・充実を図ります。

■施策の推進のための指標

分野	指標	現状(2020 年)	目標(2025 年)
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上・増進	子育て支援センター利用者数（単年度） ※町外からの参加者も含む	5,160 人	5,400 人
	高齢者の通いの場参加者数（単年度） ※指導者養成や啓発事業参加者数	2,142 人	3,000 人
	障害福祉サービス利用者のうち、在宅生活する者の割合（単年度）	87.4%	90%
	特定健診受診率（単年度）	23.0%	60.0%

（３）事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	保育所施設整備事業	岬町
	(3) 高齢者福祉施設 その他	老人憩いの家整備事業	岬町
	(7) 市町村保健センター・母子健康包括支援センター	保健センター整備事業	岬町
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子育て支援事業	岬町
		地域子育て支援拠点事業	岬町
		ひとり親家庭医療費支給事業	岬町
		子ども医療費助成事業	岬町
		重度障害者医療費助成事業	岬町
	高齢者・障害者福祉 その他	地域生活支援事業	岬町
		ウイルス性肝炎疾患治療費助成事業	岬町

	(9) その他	子育て支援センター施設整備事業	岬町
		学童保育施設整備事業	岬町
		健康ふれあいセンター整備事業	岬町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上・増進」区分における公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行います。

7 医療の確保

(1) 現状と問題点

① 医療の確保

本町内の医療機関は病院 1 施設、一般診療所 9 施設、歯科診療所 4 施設がありますが、交通網が整っていない本町では受診手段の確保について、和歌山市に隣接しているので総合診療のニーズは町外に求めることになります。また高齢化率が進む中、看取りのニーズがあり、在宅医療とのマッチングが課題です。なお、町内診療所の医師の高齢化が進み、今後一般診療所が減少する可能性があります。

休日診療については泉佐野市以南 3 市 3 町で泉州南部初期急病センターを泉佐野市のりんくうタウンにて運営し、二次救急については高石市以南 8 市 4 町で地域医療機関の協力を得て、病院輪番制運営事業として広域的な連携により確保しています。

(2) その対策

① 医療の確保

住民が安心して医療を受けることができるよう、医療の確保や診療施設の運営支援を行うとともに、府との連携や支援をもとに持続可能な医療体制の充実に努めます。また、救急医療については、広域連携による一次、二次、三次救急による医療体制の支援を行い、継続的・安定的な体制の充実に努めます。

■施策の推進のための指標

分野	指標	現状(2020 年)	目標(2025 年)
7 医療の確保	特定健診受診率（単年度）【再掲】	23.0%	60.0%

(3) 事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体
7 医療の 確保	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業 民間病院	救急医療施設運営費負担金事業	岬町
		地域医療研究費負担金事業	岬町
		泉佐野泉南医師会看護職養成運営費負担金 事業	岬町
		泉州広域母子医療センター運営負担金事業	岬町
		泉州南部初期急病センター運営費収支差益 負担金事業	岬町

8 教育の振興

(1) 現状と問題点

① 学校教育

本町では、「子どもが輝く岬町の教育」を教育目標に掲げ、学力向上の取組として、子ども一人ひとり「確かな学力」と「学びに向かう力」の育成を図り、人権尊重の教育を推進しています。また、子どもの安全が守られ、子どもが安心して教育を受けることができるよう、地域に開かれた学校づくりを推進し、教育コミュニティづくりの活動拠点整備に努め、積極的な活用を図る必要があります。

全国の小学校・中学校において不登校児童・生徒数が増加傾向にあり、本町においても、不登校児童・生徒を支援するための取組が必要です。

少子高齢化が進む中、子どもの減少に歯止めがかからない状況を踏まえ、今後、子どもにとってどのような学習環境が望ましいのかが重要課題となっています。

学校施設においては、平成 27 (2015) 年度には、すべての学校の耐震化が完了しましたが、築 40 年を経過した施設が多く、子どもたちが安全で快適な環境で学習できるよう、引き続き、老朽化への対応を進める必要があります。

学校給食については、令和 3 年 9 月に岬中学校調理場を廃止し、学校給食センターに統合したところですが、引き続き、児童・生徒の心身の健全な発達と食生活改善を図るため、計画的な設備更新と本町の地域資源を取り入れた食育を推進していく必要があります。

② 生涯学習

誰もがいくつになっても生涯学習活動が続けられ、青少年の健全な活動を実践できる魅力ある学びの場を提供し、心豊かな暮らしを送ることができる環境づくりが求められることから、更なる生涯学習事業の拡充が必要です。また、現在活動拠点となっている生涯学習施設は、老朽化等により更新や改修が必要となっています。

図書館機能については、泉州地域での広域的な図書の貸出しが出来る仕組みを導入し、町内には、深日地区にアップル館、淡輪地区に公民館、多奈川地区に文化センターの図書室と岬の歴史館に歴史資料室がありますが、住民が集い、自ら学ぶ機会を得ることを可能とするためにも機能の強化が必要です。

誰もが身近な地域で気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことで、生涯にわたって健やかな心身、健康や体力を保持し、生きがいを保てる環境づくりが必要です。

(2) その対策

① 学校教育

令和元年度に策定した長寿命化計画に基づいて、学校施設の大規模改修及び長寿命化を進めるとともに、学習指導要領に対応した教材・教育機器の充実を図るなど、本町の将

来を担う子ども達の教育環境を整備します。今後の児童・生徒数の推移を踏まえ、教育環境のあり方について検討を行い、適正な教職員の配置を行うとともに、学校施設の適切な維持管理を行い、安全安心な学習環境を整えます。

GIGA スクール構想の推進にあたり、ICT 支援員を配置し、教職員の ICT 活用をした指導スキルの向上を図ります。

学校が行う教育活動などについて、保護者や地域が主体的に参画できるよう学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を導入し、地域とともにある学校運営体制の更なる充実を図ります。

不登校児童・生徒を支援することを目的に、適応指導教室を設置し、自立するための支援を行います。

児童・生徒の国際感覚や国際理解を醸成するため、外国語指導助手（ALT）を配置し、英語力の向上に努めます。

児童・生徒の心身の健全な発育と食生活改善を促進するため、食育・地産地消も含めた学校給食を推進するとともに、食の安全性を確保するため、学校給食施設や設備の計画的な更新を行います。

② 生涯学習

幅広い世代に地域密着型の学習活動機会が提供されるよう、指導者確保と充実した事業の実施に努めるほか、施設の維持管理、利便性の向上に努める必要があります。

住民の生涯学習や気軽に集えるコミュニティ拠点として、様々な機能を兼ね備えた複合型図書館の整備を検討します。

住民のそれぞれの体力、目的に応じて、健康づくりができるよう、スポーツ活動の機会の提供に努めるとともに、健康保持や体力づくりのための啓発・情報提供に取り組みます。

生涯学習やスポーツに使用されている、公民館、青少年センター、文化センター、町民体育館、岬町スポーツ広場、いきいきパークみさき等の施設の整備・充実を図ります。

■施策の推進のための指標

分野	指標	現状(2020 年)	目標(2025 年)
8 教育の振興	関係機関等による教育相談回数(単年度)	128 回	160 回
	淡輪公民館の利用者数(単年度)	12,420 人	13,000 人
	社会体育施設利用者・団体数(単年度)	55,660 人 /3,271 団体	56,000 人 /3,500 団体
	みさきファミリーマラソン大会参加者数(単年度)	248 人	250 人

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体
8 教育の 振興	(1) 学校教育関連 施設 校舎 屋内運動場	小学校整備事業（小学校大規模改修外）	岬町
		学校屋内運動場整備事業(深日小学校体育館整備事業外)	岬町
		学校屋外運動場整備事業	岬町
		共同調理場整備事業	岬町
	(2) 幼稚園	淡輪幼稚園施設整備事業	岬町
	(3) 集会施設、体 育施設等 体育施設 公民館 図書館 その他	生涯学習施設整備事業	岬町
		公民館施設整備事業	岬町
		図書館整備事業	岬町
		社会教育施設整備事業(文化センター整備事業外)	岬町
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 幼児教育・義務教育 生涯学習・スポーツ	学習活動充実事業	岬町
		生涯学習体験事業	岬町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「教育の振興」区分における公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行います。

9 集落の整備

(1) 現状と問題点

① 集落の整備

本町では、自治区（会）やボランティアの活動を通じてコミュニティ活動も盛んに行われていますが、少子高齢化などにより地域コミュニティのリーダーである自治区（会）長のなり手が減少するなど、地域コミュニティの希薄化が課題となっています。

(2) その対策

① 集落の整備

地域コミュニティの活性化を図るため、自治区（会）の活動の場を整備するとともに活動を支援します。また、地域間、地方公共団体と民間が連携し、それぞれが持つ資源や特長を活かしながら、地域の様々な課題解決や地域の持続的発展を促進します。

■施策の推進のための指標

分野	指標	現状(2020 年)	目標(2025 年)
9 集落の整備	自治区（会）加入率（累計）	80.7%	85%

10 地域文化の振興等

(1) 現状と問題点

① 地域文化の振興等

本町の文化や歴史を正しく理解し、次代のために保存・活用を図ることは、郷土愛と誇りを養うために重要です。

本町には、国指定重要文化財である興善寺仏像（大日如来坐像・釈迦如来坐像・薬師如来坐像）や船守神社本殿、国史跡西陵古墳をはじめとする多くの文化財があり、貴重な歴史遺産を後世へ受け継いでいくことが求められています。

また、文化活動では地域住民が中心となり文化祭など特色のある活動を展開していますが、少子高齢化や若年層の人口の流出に伴い、活動も縮小傾向にあります。

(2) その対策

① 地域文化の振興等

文化活動については、多くの文化に触れる機会の提供に努めるとともに、住民が主体的にかかわる機会づくりが得られるよう、育成、支援を行います。

本町には、国指定重要文化財や国指定史跡があり、郷土の歴史文化財や歴史文化の保護・保存、活用に努め、特色のある地域文化の振興を図ります。

また、岬の歴史館を歴史文化の情報発信及び歴史的価値の見込まれる収集品の拠点として、また住民交流の場として有効活用を図ります。令和2（2020）年に日本遺産として認定された「葛城修験」の活用を図ります。

■施策の推進のための指標

分野	指標	現状(2020年)	目標(2025年)
10 地域文化の振興等	岬の歴史館利用者数（単年度）	2,250人	2,500人

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等		
	地域文化振興施設	岬の歴史館整備事業	岬町
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	歴史文化継承事業（人材育成）	岬町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「地域文化の振興等」区分における公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行います。

11 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現状と問題点

① 再生可能エネルギーの利用の推進

瀬戸内気候を背景に本町の多目的公園の企業誘致エリアには、太陽光発電事業者が進出していますが、公共施設での再生可能エネルギーの利用が進展していない状況にあります。国は、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル宣言」を行い、2050年までに脱炭素社会を実現し、温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標としています。今後、本町においても再生可能エネルギーの利用を推進し、地球温暖化などの環境問題に対して、地球環境にやさしい暮らしの促進や持続可能な循環社会の構築、温室効果ガスの排出量削減に向けて取り組む必要があります。

(2) その対策

① 再生可能エネルギーの利用の推進

岬町地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設等の更新や立替え時において、省エネ設備・機器の導入や太陽光発電設備等再生可能エネルギー設備の設置推進を行うとともに、コミュニティバスや公用車の電動化等により温室効果ガスの排出削減を図ります。

また、太陽光発電、風力やバイオマス等の再生可能エネルギーを地域で活用できるよう、住民、町内事業者等が扱いやすく環境にも優しい機器の普及啓発とともに、再生可能エネルギーの利用や導入への取組を推進します。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	公共施設等太陽光発電設備設置事業	岬町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「再生可能エネルギーの利用の推進」区分における公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行います。

12 その他の地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現状と問題点

① 健全な行財政運営

本町の財政は、景気の低迷や地価の下落、人口の減少などにより、町税による収入が減少する一方、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加などにより、厳しい財政状況にあります。

行政サービスの維持向上や課題の多様化に対応するため、効率的な行政運営が必要となっています。

老朽化に伴う維持管理経費などの増加が予想される公共施設について、今後の人口動態や財政状況、住民ニーズなどを踏まえ、効果的かつ効率的な管理運営を行う必要があります。

② 参画・協働のまちづくりの推進

ライフスタイルや価値観の変化に伴い、住民の行政に対する要望も多様化し、地域特性や住民ニーズに対応したまちづくりが求められています。しかし、すべての住民ニーズに対して行政だけできめ細かに対応することには限界があります。

本町においても、核家族や単身者の増加に伴う新たな地域課題が顕在化する一方で、既存の地域課題も複雑多様化することが見込まれ、住民、住民団体、事業者、行政などが協働で取り組んでいく必要があります。

③ 広域連携の推進

広域連携としては、泉州地域における観光振興を目的とする一般社団法人 KIX 泉州ツーリズムビューロー（構成団体：堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町）などに取り組んでいますが、今後、町の行財政運営が更に厳しくなる事が想定されるため、市町村事務全般に渡り広域連携を検討する必要があります。

(2) その対策

① 健全な行財政運営

「岬町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の実態、事業経費や事業実施に係る将来財政負担の状況を把握し、財政負担の軽減・平準化を図ります。老朽化などの課題を有する本庁舎については、建て替えを含めて整備計画の検討を進めます。

② 参画・協働のまちづくりの推進

住民との協働において必要な情報の共有に努めるとともに、地域力が高い本町の特徴を活かし、住民や自治会、住民活動団体、事業者と行政が、お互いの役割と責任を明確に

して協働のまちづくりを進めます。

③ 広域連携の推進

広域化する行政課題に対応するため、周辺市町との事務の共同処理や施設の相互利用等の連携強化や、結びつきが強い洲本市、和歌山市など県境を越えた広域的な連携・交流を推進します。

関西国際空港を拠点とした大阪湾南回りの観光ルートを構築することにより、国内外からの交流人口の拡大を図り、地域経済の活性化や定住人口の増加につなげることを目指して、都道府県や市町村の枠を超えた連携に取り組みます。

■施策の推進のための指標

分野	指標	現状(2020 年)	目標(2025 年)
12 その他の地域の持続的発展に関し必要な事項	タウンミーティング参加者数（単年度）	402 人	450 人
	広域連携事業数（単年度）	26 事業 2019 年	32 事業

（３）公共施設等総合管理計画との整合

「その他の地域の持続的発展に関し必要な事項」区分における公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行います。